



No. 386

令和7年12月号

茂原市教育委員会
茂原市青少年指導センター
〒297-0037
茂原市早野17-1
相談電話 0475-22-0080
一般電話 0475-22-4466
FAX 0475-22-0080

STOP! SNS トラブル

～著作権ってなんだろう?～

「くす10月号」では、『文字で自分の気持ちを伝えることは思っているよりも難しくて、誤解を生みやすい』という内容を掲載しました。

今月は、「著作権」について確認します。みなさんは画像や音楽、写真を使うときにルールがあることを知っていますか。

著作権とは、**自分が作った物(画像、音楽、文書など)を他人に勝手にコピーされたり、インターネットなどで公開されない**ための権利です。例外として、「誰でも自由に使っていいですよ」と作った人が認めている場合は自由に使うことができます。

では、著作権を侵害しないようにするためにには、どのようなことに気を付ければよいのでしょうか。具体例をいくつかあげてみます。



- ①自分の好きなキャラクターの画像をインターネットで探して、SNSのアイコンに設定する。
- ②音楽配信サービスからダウンロードした音楽をSNSの動画で無断で使用する。
- ③マンガやアニメをスマホで撮影してSNSにアップロードする。
- ④キャラクターのキーホルダーなどのグッズを作成し、SNS上で販売する。

これらの行為はすべて「著作権」という権利を侵害してしまう可能性があります。スマホやタブレットではインターネット上の画像や音楽を簡単にダウンロードできますし、カメラ機能を使えばマンガやイラストなどを撮影してSNSにアップロードすることもできてしまいます。「少しだけなら」「友だちに見せるだけ」と行った軽い気持ちでいったことで逮捕され、多額の罰金が課せられたという例がたくさんあります。正しい知識を身に付けて、安心・安全に利用しましょう。



フリー素材だからといって安心してはいけません！

○インターネット上の画像や音楽が「フリー素材」と書かれていたので使用したら、後で高額な料金を請求されたという事例が起こっています。



フリー素材だからといって、好き勝手に使用してよいわけではありません。

利用規約をしっかり読んで、著作権を侵害しないようにしましょう。

青バト通信 ~ 公共のマナーを守って利用しましょう ~

は
日に日に寒さが増し、白い息を吐きながら登下校する姿が見られるようになってきました。
じゅんかい
最近、青パトで巡回をしていると、図書館や商業施設、ゲームセンターなどの利用の仕方が
めいわくこうい
悪い小中高校生を見かけます。11月は次のような迷惑行為の情報が寄せられました。

- ・お店の通路に座り込み、通行を妨げる。
 - ・ショッピングカートに友だちを乗せて走り回る。
 - ・お店の商品を荒らしたり、設備を壊したりする。
 - ・大人数で集まって大声で騒いだり、大音量で音楽



他にもいろいろな迷惑行為がありました。これらの施設は多くの人が利用する場所です。みなさんは公共のマナー(周りの人に迷惑をかけない)を意識できていますか。周りの人のことを考えた行動を心がけましょう。



地域の皆さん、いつも児童生徒を見守ってくださいありがとうございます。児童生徒のことについて何かお気づきのことがありましたら、青少年指導センターまでご連絡ください。

青少年の補導・相談状況 不審者情報 令和7年10月16日～令和7年11月17日までを掲載

《輔導狀況》 16件

自転車の乗り方について			その他	
ヘルメット着用不備	並進	右側通行	喫煙	帰宅指導
6	3	1	3	3

「相談状況」 23件

薬物乱用	喫煙	迷惑行為	不良交友	家出	怠学怠業	その他
1	2	8	1	7	3	1

《不審者情報》 1件

月/日	時間	場所	概要	不審者の特徴	対応
10/29	17:20	本小轡 東郷橋付近	児童及び保護者がジョギング中に、 軽自動車に乗った男性から「人殺し」 「逃げるな」等の声をかけられた。	白色の軽自車 男性	青少年指導センター 巡回強化 警察への通報済

◎これまでの不審者情報については、茂原市HP「わが街ガイド」に掲載しています。

二次元コードを読み込むと、わが街ガイドのサイトにアクセスすることができます。

